

## 2 申告所得税

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間の所得について、平成17年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告所得税の納税者という）の課税の事績を集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

#### 1 用語の説明

事業所得者	事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。
その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

#### 2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
	千円	千円	千円	千円
元～4	1,075	1,928	2,484	3,198
5・6	1,075	1,928	2,484	3,277
7～9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12～15	1,144	2,200	2,833	3,842
16	1,144	1,566	2,200	3,250

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料：財務省主税局

#### 3 所得税の主な控除(平成16年分)

##### (1) 所得控除

イ 基礎控除	380,000円
ロ 配偶者控除	380,000円
ただし、老人控除対象配偶者	480,000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
同居特別障害者である老人控除対象配偶者	830,000円
ハ 配偶者特別控除	
生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる者、青色事業専従者として給与を支払う者及び白色事業専従者を除く。）で控除対象配偶者に該当しない場合	
ただし、自己の合計所得金額が1千万円を超える場合を除く	
(イ) 合計所得が75万円以上76万円未満である場合	30,000円
(ロ) 合計所得が70万円以上75万円未満である場合	60,000円
(ハ) 合計所得が65万円以上70万円未満である場合	110,000円
(ニ) 合計所得が60万円以上65万円未満である場合	160,000円
(ホ) 合計所得が55万円以上60万円未満である場合	210,000円
(ヘ) 合計所得が50万円以上55万円未満である場合	260,000円
(ト) 合計所得が45万円以上50万円未満である場合	310,000円
(チ) 合計所得が40万円以上45万円未満である場合	360,000円
(リ) 合計所得が38万円を超え40万円未満である場合	380,000円
ニ 扶養控除	380,000円
ただし、特定扶養親族	630,000円
老人扶養親族	480,000円
同居老親等	580,000円
同居特別障害者である扶養親族	730,000円
同居特別障害者である特定扶養親族	980,000円
同居特別障害者である老人扶養親族（同居老親等以外の者）	830,000円
同居特別障害者である老人扶養親族（同居老親等）	930,000円

- ホ 雑損控除・・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
- ヘ 医療費控除・・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額（最高200万円）
- ト 生命保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払った生命保険料等で
- (イ) 一般の生命保険料
- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 支払保険料のうち、25,000円以下 | 全額                     |
| 25,000円超50,000円以下  | 1/2+12,500円            |
| 50,000円超           | 1/4+25,000円（最高50,000円） |
- (ロ) 個人年金保険料
- (イ) と同じ
- チ 社会保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除・・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で
- (イ) 長期契約のみの場合（最高15,000円）
- 10,000円まで全額 10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計
- (ロ) 短期契約のみの場合（最高3,000円）
- 2,000円まで全額 2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計
- (ハ) 長期契約と短期契約がある場合（最高15,000円）
- (イ) と (ロ) の合計額
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除・・・小規模企業共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- ただし、特別障害者については・・・・・・・・・・・・・・・・400,000円
- ヲ 寡婦（寡夫）控除（老年者でない者に限る。）・・・・・・270,000円
- ただし、特別の寡婦については・・・・・・・・・・・・・・・・350,000円
- ワ 勤労学生控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- カ 老年者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・500,000円
- ただし、自己の合計所得金額が1千万円以下の者に限る。
- ヨ 寄付金控除・・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額
- (2) 税額控除
- イ 配当控除
- (イ) 課税総所得金額が1千万円以下の場合・・・・・・・・①と②の合計額
- ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×10%
- ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得×5%
- (ロ) 課税総所得が1千万円を超え、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合・・・・・・・・①と②の合計額
- ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×10%
- ② 
$$\left( \begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配} \\ \text{に係る配当所得の金額のうち、} \\ \text{課税総所得金額から1千万円を} \\ \text{控除した金額に相当する部分の} \\ \text{金額 (A)} \end{array} \right) \times 2.5\% + \left( \begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配} \\ \text{当所得の金額のうち} \\ \text{(A)} \\ \text{以外の部分の金額} \end{array} \right) \times 5\%$$
- (ニ) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額を控除した金額が1千万円を超える場合・・・・・・・・①と②の合計額
- ただし、(ホ)に該当する場合を除く。
- ① 
$$\left( \begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金額} \\ \text{のうち、課税総所得金額から1千万} \\ \text{円と特定証券投資信託の収益の分配} \\ \text{に係る配当所得の金額の合計額を控} \\ \text{除した金額に相当する部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right) \times 5\% + \left( \begin{array}{l} \text{利益の配当等に係} \\ \text{る配当所得の金額} \\ \text{のうち、(A)以外} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right) \times 10\%$$
- ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

- (ホ) 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合・・・  
 ・・・・①と②の合計額  
 ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×5%  
 ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%  
 ロ 外国税額控除・・・外国所得税額  

$$\frac{\text{外国所得総額}}{\text{所得総額}}$$
  
 ただし、所得税額× が限度  
 ハ 住宅借入金等特別控除  
 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から10年目	1%	50万円
			500万円

### 平成16年分 所得税の税額表

「課税される所得金額」に対する所得税の税額 [求める税額=①×②-③]

① 課税される所得金額	② 税率	③ 控除額
1,000円 から 3,299,000円 まで	10%	0円
3,300,000円 から 8,999,000円 まで	20%	330,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	30%	1,230,000円
18,000,000円 以上	37%	2,490,000円

「課税される山林所得金額」に対する所得税の税額 [求める税額=④×⑤-⑥]

④ 課税される山林所得金額	⑤ 税率	⑥ 控除額
1,000円 から 16,499,000円 まで	10%	0円
16,500,000円 から 44,999,000円 まで	20%	1,650,000円
45,000,000円 から 89,999,000円 まで	30%	6,150,000円
90,000,000円 以上	37%	12,450,000円